

## 【届出ができる方】

### 1 届出義務者

- ・ 同居の親族
- ・ 同居者
- ・ 家主、地主、家屋管理人または土地管理人

### 2 届出資格者（届出義務はないが、届出をすることが認められています。）

- ・ 同居していない親族
- ・ 後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者

※その資格を有することを証明する登記事項証明書または裁判所の謄本の添付が必要となります。